平成３０年（フ）第９５号
長崎県長崎市三景台町32番８号
債務者　本多麻衣子
1　決定年月日時　平成30年５月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１５４号
熊本市北区武蔵ケ丘９丁目５番50号　パークムサシ９・203
債務者　山本久美子
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第４０号
福島市飯坂町東湯野字水口７番地の３
債務者　安濃　亮一
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
福島地方裁判所

平成３０年（フ）第５１号
福島県郡山市富久山町久保田字三御堂122番地
債務者　青木日富美
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成３０年（フ）第５７号
福島県郡山市図景２丁目12番15号　郡山レジデンスＡ206号、従前の住所東京都足立区南花畑３丁目３番16―106号　フラワーヒルズ
債務者　渡辺　和貴
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第１３３号
茨城県高萩市大字秋山423番地
債務者　長山　由佳
1　決定年月日時　平成30年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成３０年（フ）第３６号
茨城県日立市十王町友部東４丁目13番地８（アーバンシティパートⅠ203号）
債務者　斎藤　芳亮
1　決定年月日時　平成30年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成３０年（フ）第５８号
金沢市大野町２丁目28番地１
債務者　岩木　もも（旧姓花野）
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
金沢地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１２号
岐阜県美濃加茂市太田町2382番地１　レオパレスＭｉｙａｂｉＨｉｌｌｓ105号
債務者　中園　早美
1　決定年月日時　平成30年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成３０年（フ）第７１号
三重県津市森町2152番地19
債務者　山口　明美（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成30年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
津地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第２２号
兵庫県明石市本町１丁目９番11号
債務者　佐藤　重喜
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成３０年（フ）第６８号
兵庫県明石市魚住町清水353番地の19　県住１棟302号
債務者　岩佐ちづる
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成３０年（フ）第８６号
神戸市西区玉津町今津434番地の３　県住902号
債務者　長井　　大
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成３０年（フ）第２７号
兵庫県豊岡市正法寺590番地の３
債務者　中島あすか
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成３０年（フ）第２８号
奈良県大和高田市大字野口533番地14、前住所奈良県北葛城郡上牧町下牧３丁目８番88号
債務者　下之薗拓也
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成３０年（フ）第４３号
奈良県橿原市中曽司町287番地の４　コーポいわれ312
債務者　ヒカリ建飾こと　西　　孝友
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成３０年（フ）第４８号
奈良県生駒郡三郷町立野北３丁目１－５　リバーサイド三郷505、住民票上の住所奈良県大和高田市大字大谷550番地３
債務者　竹村　哲也
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係